

## 平成28年第4回防府市議会定例会会議録（その3）

○平成28年9月9日（金曜日）

---

### ○議事日程

平成28年9月9日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（24名）

1 番	高 砂 朋 子 君	2 番	山 田 耕 治 君
3 番	木 村 一 彦 君	4 番	橋 本 龍 太 郎 君
5 番	吉 村 弘 之 君	6 番	安 村 政 治 君
7 番	松 村 学 君	8 番	上 田 和 夫 君
9 番	行 重 延 昭 君	10 番	中 林 堅 造 君
11 番	清 水 浩 司 君	12 番	藤 村 こ ず え 君
13 番	和 田 敏 明 君	14 番	山 本 久 江 君
15 番	河 杉 憲 二 君	16 番	山 根 祐 二 君
17 番	山 下 和 明 君	18 番	三 原 昭 治 君
19 番	久 保 潤 爾 君	20 番	田 中 健 次 君
21 番	田 中 敏 靖 君	22 番	平 田 豊 民 君
23 番	今 津 誠 一 君	25 番	安 藤 二 郎 君

---

### ○欠席議員

なし

---

### ○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 中 村 隆 君

教 育 長 杉 山 一 茂 君 代 表 監 査 委 員 中 村 恭 亮 君  
総 務 部 長 藤 津 典 久 君 総 務 課 長 河 田 和 彦 君  
総 合 政 策 部 長 平 生 光 雄 君 生 活 環 境 部 長 岸 本 敏 夫 君  
健 康 福 祉 部 長 林 慎 一 君 産 業 振 興 部 長 神 田 博 昭 君  
土 木 都 市 建 設 部 長 友 廣 和 幸 君 入 札 検 査 室 長 内 田 和 男 君  
会 計 管 理 者 山 内 博 則 君 農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 司 透 君  
監 査 委 員 事 務 局 長 平 井 信 也 君 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 賀 谷 一 郎 君  
消 防 長 三 宅 雅 裕 君 教 育 部 長 末 吉 正 幸 君  
上 下 水 道 局 長 清 水 正 博 君

---

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 岩 田 康 裕 君 議 会 事 務 局 次 長 栗 原 努 君

---

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。5番、吉村議員、6番、安村議員、御兩名にお願いをいたします。

---

一般質問

○議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、3番、木村議員。

〔3番 木村 一彦君 登壇〕

○3番（木村 一彦君） おはようございます。「日本共産党」の木村一彦でございます。今回が私の最後の一般質問になろうかと思っておりますので、何とぞ当局におかれましては、誠意ある御答弁を心からお願い申し上げます。

私は、高齢化社会を迎えてますます深刻になっている、いわゆる交通弱者の問題、自家用車を運転しない、あるいは運転できない人たちが、この防府のまちで暮らしていく上で欠かせない足の確保、通院や買い物などのための足の確保の問題、すなわち、便利で安い公共交通網の確立の問題を過去10年以上にわたって一貫して取り上げてまいりました。

しかし、残念ながらこの間、部分的な進展や改革はありましたし、また、市長の両3年内に全市的なネットワークを確立するというような言明もあったものの、今日に至るまで抜本的な解決には至っておりません。

ところが、今回、もしかしたら全市的な解決に道が開けるのではと希望を抱かせる当局の動きがありました。それは、去る8月15日に開かれた総合交通体系調査特別委員会において、市は、この問題のマスタープランともいべき地域公共交通網形成計画を平成29年度末をめどに策定し、国へ送付する旨明らかにしたことであります。

このときに明らかにされました総合政策部総合政策課が発表した内容は、以下申しますとおりであります。

地域公共交通網形成計画について、平成26年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、地方公共団体は、地域公共交通網形成計画を策定することができるようになりました。ネットワーク形成計画は、地域公共交通の現状、問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通のあり方、住民、交通事業者、行政の役割を定めるものです。その際、公共交通ネットワークの利便性及び効率性を向上させつつ、面的な再構築を行う場合には、地域公共交通再編実施計画の策定ができるようになりました。本市においては、平成29年度からネットワーク形成計画の策定に着手する予定です。

これは、この特別委員会で明らかにされた内容であります。ここで言われておりますように、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的とする。そして、地域全体の公共交通のあり方を定め、面的な再構築を行う。この計画こそ私どもが、議会が長年求め続け、その実現を当局に要求してきたものにほかなりません。

国の法律による後押しが明確になった今こそ、市当局はこれまでのような部分的な手直しや部分的な実験に終始するのではなく、本当に役立つ市民の足として、全面的、総合的な公共交通網を全市に確立することを市民に約束すべきではないでしょうか。

そこで、以下の点についてお尋ねいたします。

1、この計画は、平成26年に改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、市が策定するものでありますけれども、同法の改正によって具体的に何が変わったのかお答え願いたいと思います。

2、切畑デマンドタクシーや取り組みが検討されている循環バス実証運行、タクシーによる外出支援の拡充等々は、この計画とどのように関係してくるのかお答え願いたいと思います。

3、現時点で想定される計画の基本的な考え方はどのようなものでしょうか。また、計

画策定のスケジュールはどうなっておりますでしょうか。

4、計画の策定に際し、既存の交通事業者とはどのような合意形成を図っていくのでしょうか。

以上お答え願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正により、具体的に何が変わったのかとのお尋ねでございましたが、議員御承知のとおり、平成25年に、交通政策に関する基本理念やその実現に向けた施策、国や自治体等の果たすべき役割などを定める「交通政策基本法」が制定され、これを受け、平成26年11月に、同法の基本理念にのっとり、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が、大幅に改正されました。

この法改正により、これまで交通事業者が中心となって形づくっていた旧来の公共交通体系を、地方公共団体が中心となって、地域戦略の一環として再構築していけるよう、地域公共交通のマスタープランとも呼べる地域公共交通網形成計画を策定できるようになりました。

さらに、この計画に基づき、地方公共団体が、地域全体の公共交通ネットワークの再編を進める場合には、交通事業者との合意のもとで、地域公共交通再編実施計画を策定できるようになっております。

地域公共交通再編実施計画が国に認定されますと、公共交通の再編に当たっての手續の簡略化など、法制上の特例措置が受けられるほか、路線バスなどの運行費の補助対象要件が緩和されるなど、国の補助制度を有利に活用することが可能となります。

こうした中、本市におきましては、生活交通ネットワーク再編を確実に行うことができるよう、来年度から地域公共交通網形成計画の策定に着手してまいりたいと考えており、8月15日に開催されました、総合交通体系調査特別委員会で御説明申し上げたところでございます。

また、8月19日には、学識経験者、交通事業者、団体の代表者、市民の皆様で構成し、生活交通活性化の推進に関して御提言をいただくために設置しております、防府市生活交通活性化推進協議会におきましても、議論いただいたところでございます。

なお、計画策定に当たり、交通事業者や地域の利用者など、法で定められた構成員からなる協議会を組織する必要がございます。

本市におきましては、既に、防府市生活交通活性化推進協議会と道路運送法に基づき、デマンドタクシーなどの新たな交通サービスに関して必要な事項を協議する防府市地域公共交通会議が組織されておりますことから、この2つの協議会を統合し、さらに必要な構成員を追加することにより、法定協議会としたいと考えているところでございます。

次に、2点目の御質問の切畑デマンドタクシーや、現在検討を進めている循環バスの実証運行、タクシーを利用した外出支援の取り組みが、この計画とどのように関係してくるのかとのことではございましたが、本市の生活交通の利便性を向上させ、持続可能なものとするには、鉄道や路線バスに加え、デマンド交通や循環バス、タクシーを利用していくことが不可欠なものと認識しておりまして、さきの総合交通体系調査特別委員会におきましても、切畑デマンドタクシーの利用状況などを御報告するとともに、循環バスやタクシーを利用した外出支援策につきまして、その素案をお示したところでございます。

まず、他地域に先駆けて、昨年4月から運行を開始しております切畑デマンドタクシーにつきましては、実際の利用状況や、地域の皆様の御意見を踏まえ、本年4月から、運行便数やダイヤ、乗降場所などの見直しを行ったところでございます。

その結果、昨年度は、月平均約10人の利用であったのに対しまして、今年度は7月までの実績で、月平均27人に利用が増加しており、今後さらにより多くの方に御利用いただけるよう、啓発に努めてまいりたいと存じます。

また、循環バスの実証運行についてでございますが、通院や買い物を中心とした交通需要に応えるため、新たな交通形態として、循環型バスの導入について検討を進めております。

このため、来年度、計画策定の調査事業の一環として、市中心部の医療機関や商業施設を回る、小型車両による循環バスの実証運行を計画いたしております。

さらに、タクシーを活用した外出支援策でございますが、これは、福祉分野の移動支援サービスとして開始いたしております高齢者外出支援事業を、公共交通施策の観点から大幅に見直したものでございます。

具体的に申し上げますと、75歳以上であったものが、70歳以上への対象年齢の引き下げ、市民税非課税要件の撤廃、65歳以上で運転免許証を返納された方を追加するなど対象者を拡大するとともに、移動距離に応じた支援や、相乗りの促進を考えており、喫緊の課題である、自動車を運転できない高齢者などの移動手段の確保を図るため、制度の早期導入を担当部署に指示しております。

これらの取り組みは、地域における面的な公共交通ネットワークを再編する上で、いずれも重要な要素となるものであり、計画策定の中で、それぞれの役割をしっかりと位置づ

けてまいります。

次に、3点目の現時点で想定される計画の基本的な考え方についてのお尋ねでしたが、本市では、「防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、人口減少時代に対応した、コンパクトなまちの形成に向けた取り組みとして、「防府駅を中心とする活力ある都市核づくり」や「学校を核とした特色ある地域づくり」とともに、都市核と地域をつなぐ交通ネットワーク形成を位置づけ、まちづくりと連携した生活交通施策を推進していくこととしております。

これに向けまして、「第二次防府市生活交通活性化計画」の基本理念である「みんなで守り育てる 地域の財産 生活交通」の精神を継承し、発展させる形で、市民、交通事業者、行政をはじめ、関係する主体がそれぞれの適切な役割を担い、一体となって進めていくことができる計画としてまいりたいと存じます。

その中で、鉄道や路線バス、タクシーなどのさまざまな公共交通サービスをベストミックスさせまして、本市にとって最適で持続可能な生活交通の将来像をお示ししてまいりたいと考えております。

なお、スケジュールといたしましては、平成29年度中に、地域公共交通網形成計画を策定し、平成30年度から地域公共交通再編実施計画の策定に取り組む予定としておりますが、計画の具現化もあわせて進めてまいる所存でございます。

最後に、4点目の既存の交通事業者との合意形成をどのように図っていくのかというお尋ねでしたが、交通事業者には、計画推進の重要な担い手として、事業の収益性を確保しつつ、継続的な事業運営を行っていただく必要がございます。

一方、既存のバス路線の多くは利用者の減少が続く中、路線バス事業者への補助額も増加しており、事業者もこのままでは立ち行かなくなるという認識は十分に持っておられません。このため、事業者からも地域公共交通網形成計画の策定が大切であるとの御意見を伺っておりまして、事業者とは個別に、計画の素案づくりについて協議を重ねてまいることといたしております。さらに多様な関係者からなる法定協議会で計画を練り上げてまいる所存でございます。

いずれにいたしましても、私は市民の皆様が住みなれた地域で安心して暮らしていただき、今後の防府市の発展につなげていくため、市が旗振り役となって、地域の皆様をはじめ、事業者や関係機関等、多様な主体と連携・協力しながら、本市における最適な交通ネットワークの確立に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○3番（木村 一彦君） それでは何点かにわたって再質問いたします。

まず、質問の第1点にかかわってお尋ねいたします。

平成26年に法改正があったというふうに報告されておりますけれども、今、平成28年度ですね。今日までこの法改正があつてから相当時間がたつてはいるんですが、今日まで市の対応がおくれたのはどういう理由からでしょうか。お答え願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

いわゆる「地域公共交通活性化再生法」の改正に伴う地域公共交通網形成計画の着手がおこなわれていることにつきましては、大変申しわけなく思っております。若干、言いわけをさせていただきますと、法改正時におきまして、議員御承知のとおり、法改正の8カ月前の平成26年3月に策定いたしました第二次防府市生活交通活性化計画に基づき、交通不便地域の解消を目的として、まずは小野の久兼、奥畑地区、富海の石原、戸田山地区、大道の切畑地区において、デマンド型乗り合いタクシーなどの地域の実情に即した生活交通の導入に向けた調整を進めており、地域の合意の整った大道切畑地区におきまして平成27年度からデマンドタクシーの運行を開始したものでございます。平成28年度には、より一層地域の皆様の足として使っていただけるよう、ダイヤ等の改善を行ったところでございまして、この取り組みにより、デマンド型乗り合いタクシーに関するノウハウが蓄積できるなど、一定の成果があったものと考えております。

また、来年度に実施予定の循環バスの試験運行や高齢者外出支援事業の見直しにより、ここでも運用方法や課題についての検討ができますことから、これらの新たな交通施策も組み合わせる形で地域公共交通網形成計画の策定に取り組むこととした次第でございます。なお、取り組みの判断に当たりましては、交通事業者の方々との認識の一致があったこともその要因の一つでございます。

今後取り組みます地域公共交通網形成計画の策定、これを受けての地域公共交通再編実施計画の策定とその具現化により、持続可能な公共交通が確立されるものと考えておりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○3番（木村 一彦君） 事情はわかりましたが、一言苦言を呈しておきますと、これまでも10年近くにわたって、この問題は私だけでなく、いろんな議員が要求してきたわけです。国が腰を上げないと市も本格的に腰を上げないと、これでは困ると思うんです。ま

ず、国やらが動く前に、自主的にやっぱり市が動いてほしいなということを今後の課題として注文しておきます。

それから、質問の3番目にかかわって計画の基本的な考え方、これについてちょっとお尋ねしますが、確認になりますけれども、今までのこの公共交通問題についての市の考え方をずっと伺ってますと、既存のバス路線を基本にして、その不十分なところをどうやって埋めていくか、あるいはどう補完するかという発想だったように思います、基本はですね。

しかし、今回、国が提示しているのはそうじゃなくて、いわば、面的に一体的にその地域の公共交通を考えていくということですから、言い方はちょっと不適切かもしれませんが、既存の路線も一応ガラガラポンといいますか、全部一応白紙に戻して、そこから実際に防府市の各地域に住んでいる住民にとって、一番便利な交通体系はどういうものが必要とされているのかという、そこから白紙からやっぱり、もちろん既存の路線を無視するというわけじゃありません。重要ですけども、既存の路線のほかという考え方じゃなくて、一度全部そういうものを白紙に戻して、何が一番必要とされているかという発想からやっていただきたいというふうに思うんですが、その辺の確認ですが、部長いかがですか。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） お尋ねにお答えいたします。

議員御指摘のとおり、全くガラガラポンというわけにはまいらないとは思いますが、それなりに今の既存、路線ができたのにはそれなりの経緯等もございます。利用者等もございますので、それにこだわることなく見直しを図っていきたいというふうに考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○3番（木村 一彦君） ぜひお願いしたいと思います。それから、一番最後、4番目の質問に関してお尋ねいたします。

実は、私、この議会の特別委員会の後、8月19日に開かれました有識者を含めた防府市生活交通活性化推進協議会というのに、傍聴させてもらいました。そのときに、おやっと思ったのは、そのとき出席されておりましたバス事業者の代表の方が、いろいろの議論を聞かれた後に発言されて、「新しい交通システムを導入するのも結構だが、そうすると既存のバス路線と競合して、既存路線が影響を受けることになります。その点御留意いただきたい」というような発言があったんです。私はこれを聞きまして、まだこのバス事業者と市の考え方がぴったんこ一致してないんじゃないかと。バス事業者の方々の思惑と市



の思惑が違うんじゃないかというふうな印象を受けました。

私は、やっぱりさっきも言いましたように、既存のバス路線と新しい交通システムを効果的に組み合わせて、御答弁にありましたベストミックスして新しい交通をつくると、そういう上では、既存のバス事業者の皆さんも御答弁にありましたように、もうこのままではまずいと、将来がないという認識をお持ちのようですから、そういう既存のバス事業者も一緒になって、この新しい公共交通、面的な一体的な交通網を考えていって、お互いに知恵を出し合って考えていって、その結果、こういういろんな新しい交通システムができれば、それに既存のバス事業者やタクシー事業者もみずから入っていただいて収益を上げていただくと、こういうことで、結果的には共存共栄になるようにすべきじゃないかと。その辺でまだ理解が事業者の方々に行き渡っていないんじゃないかという疑問をちょっと覚えたんです。その点のお考えはどうでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） そういう協議会は、忌憚なくいろいろな意見を述べてこそ協議会というものは、私は存立するものだと思っております。

私は、その場にいたわけではございませんが、既存の事業者の方々から見れば、今日まで地域生活交通に十分役割を果たさせていただいてきたと、それはなりわいとはいえ。したがって、それなりの自負もおありであろうと、かように思います。

また、今後のその方々の生活もかかってくることでございまして、そのような忌憚ない御意見を述べられたことは理解できる範疇であろうと、このように私は考えておりますし、だからといって、それに我々がとらわれていくわけではなく、我々は我々で、また市民は市民で、さまざまな角度からの議論をされていくべきものではないかと、このように考えておりますので、先刻御理解いただいているとは思いますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 若干、補足をさせていただきます。

議員御案内のとおり、生活交通の活性化推進協議会におけますバス事業者の方の発言でございしますが、冒頭、バス事業者の方から、循環バスが議論の中心となっているが、地域公共交通網形成計画が大事であるというふうな形で述べられておりますので、バス事業者の方もそうでございますけれども、私どもも総合的な観点から、地域公共交通網形成計画を策定していくことが大切であるというふうに認識を共有いたしているところでございます。

最後になりますけれども、これはバス事業者をはじめとして、交通事業者と目指す方向

を一にいたしまして、地域公共交通網形成計画の素案づくりにおいて、しっかりと協議を重ねてまいりたいと存じますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○3番（木村 一彦君） はい、わかりました。

要は、ちょっと繰り返しになりますが、バス事業者、タクシー事業者の方々にとっても、国や市の補助金で何とか経営をやっていくと。言葉はちょっと極端ですが、補助金もらって空気を運ぶというような、いわば、余り経営として好ましくない形を続けるというのも事業者自体も望んではおられないと思うんです。実際に、お客さんを運んで役に立っていると、そしてそれが収益になって返ってくると、そういう事業をやりたいと思っておられるのは、事業者の方々同じだと思うんです。そういう事業者の方々に、既存のバス路線、多少変更があっても、新しい交通システムに参入することで、そういう新たな収益を上げていくと、そういう考えになってもらえば、私はいいんじゃないかというように思いますので。

それで、市長、前も申し上げましたが、こういう問題はやっぱりトップで大筋の合意をしてもらって、現場の事務方が細かい取り決めを進めていくというふうにしなないとなかなかうまくいかんと思うんです。前も何回も、岡山県の総社市の話も持ち出しましたけれども、ああいうように、トップ会談でやっぱりその辺のばちっとした合意をやっていただくように、市長がまずその点で先頭に立っていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） この問題については、この議会でも長くいろいろな角度から議論がされております。私もかれこれ18年以上市政に関与させていただいておりますので、生活交通の確保のためにどれだけの補助金が年々増えていっているかということもよく承知しておりますし、その実、それが生きた使われ方になっていないのではないかということについては、もしかしたら、庁内において私が一番先鋭的な物の考え方をしているのではないかとさえ思っております。

まま暗中模索をしながら、いろんな形で今日まできているわけですが、前にも申し上げましたように、この二、三年のうちにけりをつけるといいますか、きちっとした方針を打ち立てて、高齢化がどんどん進んでいっている、特に周辺地域の方々の交通の足、あるいは、町の中の方々のさらなる利便性というものを行政の立場で責任を持たせていただかなくてはならないと、このように感じておりますことを申し上げさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○3番（木村 一彦君） 今回、国が後押しをすることが決まってるわけで、これを機会に、ぜひ、そう一路前進とうまくいくわけではないと思います。いろんな問題、障害も出てくるとは思いますが、大変困難な事業ですけれども、今言いましたように、全市的な公共交通網をどう確立していくか、いろんなベストミックスをして確立していくかということ、本当に事業者と一緒に頑張って模索していただいて、ぜひとも早いうちに、私ももう自分で運転して、これはあぶないなと思うときが時々あります。ぜひ、車を運転せんで済むような防府市に、年寄りがですね。早くなっただくように心からお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

御協力ありがとうございました。（拍手）

○議長（安藤 二郎君） 以上で、3番、木村議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） 次は、15番、河杉議員。

〔15番 河杉 憲二君 登壇〕

○15番（河杉 憲二君） それでは質問させていただきます。会派「絆」の河杉でございます。

通告に従いまして質問させていただきます。今回は国民健康保険事業についてでございます。執行部の皆さんにおかれましては、誠意ある御回答よろしくお願いいたします。

厚生労働省によりますと、国民健康保険の1人当たりのかかる医療費は31万6,000円で年間約3,000億円規模の赤字となっております。この主な要因は、加入者の年齢が高いことや、保険料収入において加入者の所得水準が低いこと、また、納付率の低下などによるものとされております。

防府市におきましても、平成27年度の保険給付費の決算額は約92億円で、毎年増加の一途をたどり、また平成27年、実質単年度収支におきましては約2億3,000万円の赤字となっております。そして、年々財政的に厳しい状況にあると思われれます。そうした中、平成27年5月に国民健康保険をはじめとする、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正する法律が成立いたしました。

この法律の主なものは、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療の適正化の推進、患者の申し入れ療養の創設などの措置を講ずるものであります。また、この改正により、国民健康保険事業は、これまで市町村が運営しておりましたが、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率

的な事業の推進など、国保の運営中心的な役割を担うこととなりました。

そこで質問ですが、現在の国保財政の現状と平成30年より運営主体が県に移行されるにあたり、今後の課題についてお伺いいたします。

続きまして、生活習慣病予防健診、いわゆる特定健康診査についてでございます。

国が進める医療制度の改革の一つとして、平成20年4月より高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、糖尿病などの予備軍である内臓脂肪症候群——メタボリックシンドロームですが、これに着目いたしまして、生活習慣病予防に特化した特定健康診査、特定保健指導が医療保険者に義務づけられました。防府市は平成20年度から特定健康診査等実施計画を策定し、特定健康診査、特定保健指導の受診率の向上に向けて取り組んでまいりました。しかしながら、平成27年度の特定健康診査の受診率は、目標値が45%に対し29%、特定保健指導は目標値が40%に対し11.4%と、かなり大きく下回っております。

市も受診率向上に向けて広報、啓発活動など、鋭意取り組んでおられることは十分承知しておりますが、来年度が実施計画の最終年度となり、また、次期特定健康診査等実施計画の策定作業に入らなければなりません。そこで改めて現状と課題についてどのように捉えられているのか、お伺いいたします。

また、今後受診率を向上させるための対策について、どのように取り組んでいかれるのかあわせてお伺いいたします。

次に、受診における自己負担ですが、これまで1,000円であった自己負担金が、本年度より500円と軽減されました。これも受診率向上につながるかと思いますが、この際、いっそのこと無料にしたらいかがでしょうか。県内他市においても無料にしているところはあるやに聞いておりますが、あわせてお伺いいたします。

続きまして、歯科健診事業についてであります。日本人が歯を失う原因の第一位は歯周病です。歯周病は糖尿病や心臓疾患など成人との関連性があるとされております。また、自覚症状がないままにゆっくりと進行するので、早期発見するには定期的な歯科健診が不可欠とされています。これまで歯周病疾患検診や歯周病健康教育及び歯周疾患健康相談などの事業は老人保健法に位置づけられておりましたが、老人保健法の廃止に伴い健康増進法に移行されました。いわゆるがん検診と同じ位置づけとなります。

防府市は、この事業については行っておりませんが、県内他市においては実施しているところもあり、お隣の周南市では、「いい歯スマイル検診」と題しまして、19歳から39歳を対象に自己負担なしで行っております。医療費の適正化にもつながると思いますが、今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が制定されたことによりまして、平成30年度から県が国保事業の運営について中心的役割を果たし、市は被保険者資格の取得・喪失に関する事項、保険料の徴収、保健事業の実施などを引き続き実施することとなります。

国保財政の現状でございますが、平成27年度決算においては、歳入総額約155億8,000万円、歳出総額約147億3,000万円、差し引き8億5,000万円ですが、前年度繰越金が約10億8,000万円であることから、実質単年度収支は約2億3,000万円の赤字となっております。

歳出のうち、保険給付費につきましては、約92億1,000万円であり、これは歳出全体の6割以上を占め、最近3年間では平均1億8,000万円程度増加している状況でございます。国保事業の運営方法にかかわらず、医療費の増加をいかに抑えるかが今後の大きな課題であり、そのためには、さまざまな方策を講じていかなければならないと考えております。

続きまして、特定健康診査、特定保健指導の現状と課題についてのお尋ねでございましたが、特定健康審査は40歳以上75歳未満の被保険者を対象に、生活習慣病に関する健康診査を行うものでございます。

特定保健指導は、特定健康診査の結果から生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善により予防効果が大きく期待できる方に対して指導を行うものでございます。本市においては、平成20年度から開始されまして、平成25年度から平成29年度までを第2期実施計画期間として行っているところでございます。

特定健康診査の実施率は、平成27年度が29.0%で、前年度からほぼ横ばい、特定保健指導につきましては、11.4%で、前年度より5.9ポイント伸びておりますが、現計画の最終年度である平成29年度における60%という共通の目標率の達成は厳しい状況でございます。

特定健康診査、特定保健指導につきましては、生活習慣病の予防であり、医療費を抑制する有効な方策であると認識しております。しかし、実施率が増加しないのは、その意義や重要性が余り理解されていないためと考えられますので、より一層の周知に努めてまいらねばならないと考えております。

続きまして、今後、受診率の向上に向けてどのように取り組んでいくのかということ

ございましたが、今年度から特定健康診査につきましては、自己負担額を1,000円から500円にすることで、より利用しやすい制度としておりまして、特定保健指導につきましては、未利用者に保健師による電話勧奨を実施するなど、受診率向上に向けて取り組んでいるところでございます。

また、特定健康診査の自己負担額をこの際無料にしてはどうかという御意見でございましたが、今年度1,000円から500円に軽減したばかりでございますので、まずはその周知の徹底に努め、受診率の向上を図ってまいりたいと思います。

最後に、歯科健診事業に取り組んではどうかのお尋ねでございますが、歯周病予防のための歯科健診事業につきましては、厚生労働省などでも歯周病によって噛む機能が低下すると肥満になりやすいこと、歯周病菌が糖尿病を悪化させること、肥満や糖尿病の人は歯周病を発症しやすく、しかも重症化しやすいことなど、歯周病とメタボリックシンドロームとの相関関係が指摘されているところでございます。このように御提案の事業は、医療費の抑制につながる有効な方策と考えますので、現在実施している市や山口県後期高齢者医療広域連合等の実施状況を参考に、その効果等について調査・研究してまいりたいと思います。

本市の国民健康保険事業の財政は、保険給付費の支出の増大により、これからさらに厳しくなることが予想されます。今後ともさまざまな保健事業を実施するとともに、被保険者の健康意識の醸成に努め、関係機関とも連携をとりながら、医療費の適正化を図り、国保財政の健全性を保ってまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○15番（河杉 憲二君） ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

まず、国保が平成30年度から県に移行することについてでございますけれども、厚労省の資料を見ますと、イメージ図なんですけど、市町村の医療水準や所得水準を考慮して、まず県は、市町村ごとの標準保険料を算定をし公表するというところでございます。そして、市町村は、それに基づいてそれぞれの保険料を決定し、そして保険料の賦課徴収を行います。それをそのまま県のほうに納付し、県はそれぞれの市町村が保険給付に必要な費用を全額市のほうに交付すると、こういった流れとなっておりますが、ただちょっと少し懸念することが二、三あるんですけども、問題は、例えば、県から割り当てられた納付金というのがありますが、これは例えば、収納率が低くて目標値に達してなかった場合、つまり、県に定められた納付金に不足が生じた場合はどのようになっていくのか、その辺

のところをちょっとお伺いします。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

現在の情報によりますと、平成30年度の国保の都道府県化に合わせまして、国・県・市町村が3分の1ずつ資金を負担して、全国で総額2,000億円の規模の財政安定化基金というのを各県に設置する予定になっております。どう言うんですか、各市に納付金をこれだけ納めてくださいと言われるわけですが、納付金で、各市の中で、それぞれの市が、例えば、独自の基金とか持っておれば、そこからその納付金がもしその保険料で足りなければ補填するということもあると思うんですが、今申しました、県で持っておる基金から借りるということもできるのではないかというふうに認識をしております。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○15番（河杉 憲二君） いわゆる今度新設される県が財政安定化基金、それぞれ3分の1はそれぞれの市町村で拠出してくださいと。その負担割合というのは、今後検討されるかと思うんですけれども、当然、先日来の市町村合併等々で一緒になったときに、やはり基金はそれぞれの市町村で出し合って基金をつくったというふうな流れもあるので、恐らくそういった形になるのかなと、このように思いますが、例えば、国保において、いわゆる一般会計からの法定外の繰り入れというのは現在認められておりません。しかしながら、県内では何市か、いわゆる保険料を下げる目的かどうかわかりませんが、入れるところも実はございます、4市ぐらいだったですかね。

つまり、そうすると、先ほど財政安定化基金から、もし自前の基金を持ってなかったら借りるということになると、当然金利がつくかどうかわかりませんが、それがそのまま、実は、じゃ負担のないようにするために保険料を上げちまおうと、先に上げたほうがいいんじゃないかというふうな形になる、そういった懸念もあるんですけれども、その辺のところはどうなんでしょうか。保険料の値上げというのは、今後考えられるのかどうかというのを少しお伺いしたいんですが。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

ちょっとその前段から、先ほど議員がおっしゃたことの繰り返しになるんですが、システムを申し上げますと、先ほどおっしゃられたように、財政運営の主体が県になりますので、県が各市町の標準的な保険料を算定いたします。それに基づいて、各市町に納付金を請求するということになります。

その標準的な保険料の算定に当たっては、各市町の医療費の状況、被保険者の所得の状

況に応じて、その料率等の決定をするということになっております。

具体的な納付金の額につきましては、今年度、各市町から算定に必要な情報を収集しまして計算するという電算システムの仮運用を県が始めたばかりでありまして、具体的な金額は幾らになるかということは不明ではございます。

ただ、一般論で申しますと、国においては、将来的には県が統一した保険料の設定ということを考えておるようございまして、例えば、本市の保険料で申しますと、27年度の決算によれば、県内の13市の中では一番1人当たりの調定額は低いということでございます。将来的に、もしこの県下統一の保険料となった場合には、今一番低いということは、県が算定する保険料に基づく納付額というのは、それを納めようと思うと保険料を上げなければいけないというような事態も発生してくるのかなというふうには考えております。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○15番（河杉 憲二君） 市民とすれば、被保険者とすれば、そのあたりがすごく気になるところでございまして、将来的には僕の持論とすれば、国保はやっぱり国策でやるべきだというのは、実は認識が前々からあるんですけども、県が運営主体となることで、一つ広域になったということ。しかしながら、今部長の言われるように、標準化と申しますか、利率の一本化ということが将来的にあるのかなと。厚労省の資料を見ますと、「将来的な保険料負担の平準化を進めるため」という文言が実は入ってるんです。そうすると、それぞれの市町村で医療水準や、それからベット数もかなり違いますので、かなりそうしますと保険料としての多い少ないが多分出てくるのかなと、負担の多い少ないが出てくるのかなという、実は危惧しております。

いずれにしても、さまざまなそういった形で、県はやはりプレッシャーをかけると申しますか、強い指導がいろんな形でなされると思っております。市町村の事務の効率化や広域化、そして標準化ということを大きな軸として県は指導するということは、厚労省のこの資料に書いてございますので、そうしたときに、どのように対応するかというのがこれからの大きな課題だと思います。

再来年、平成30年度から始まる制度ですので、もう少し我々も注視していきたいなど、このように思います。この項についてはこれで終わります。

続きまして、特定健康診査でございますけれども、ある資料を見ますと、なぜ市町村の国保は低いかと、このように申しますと、あるアンケートでは、未受診の理由として、「定期的に病院に通っている」いわゆる「かかりつけの医者がある」、それから「仕事や家事で忙しくて時間がない」、それから「健康だから」、これはもう完全に思い込みなん



ですけれども。私自身も少し耳の痛い気持ちで、今、実は質問させていただいておるわけですが、先ほど平成27年度の受診率は29%と、こういうことでしたが。県内でもよいほうだという話をお伺いしておりますけれども、現在の全国と山口県の受診率等々についてお教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

特定健康診査と特定保健指導、それぞれについて御答弁申し上げます。

平成27年度につきましては、全国平均の数値が未集計のため、比較として平成26年度の数値を申し上げます。平成26年度におきましては、防府市の特定健康診査の受診率は28.9%でございます。これに対しまして、全国平均が35.3%ございまして、全国平均よりも6.4ポイント低いという状況でございます。同じ数字で山口県の平均が24.4%でございます。したがって、山口県の平均と比べますと4.5ポイント高いという状況でございます。

一方、特定保健指導の終了率につきましては、防府市が5.5%のところ全国平均が23.0%ございまして、全国平均よりも17.5ポイント低いという状況でございます。同じく山口県が17.1%でございますので、11.6ポイント低いという状況でございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○15番（河杉 憲二君） ありがとうございます。

受診率というのは、分母がいわゆる被保険者等々になるわけですが、国の指針の中に、目標値の参酌基準というのが実は示されておきまして、特定健診におきましては、全国目標として80%というのが数字、出ておるわけです。これは恐らく、健康保険組合、それから共済組合等々も全部含めた形の数字だろうと思っておりますけれども、特定保健指導におきましても60%というふうなかなりの数字が出ております。当然、これは国保以外も入っておるわけですから比較的高いんですけれども、それを目標にして、それを参考にして、市としては実施計画の中においては45%と40%ですか、といった目標値を実は立てられた。それでもやはりなかなか前に進まないというのがこれは現状でございますし、この数字を見ましても、国は今後力を入れていくぞという意思表示は見えますけれども、地方自治体としても、やはりそういった形で取り組んでいく必要があるだろうと、こういったことで質問させていただきますが、受診率を上げるための施策の一つとして、集団検診というのがあります。防府市は実は行っておりませんが、当然これは医師会等の

協力も必要なんですけど、実際取り組んでおられる自治体もあって、それなりの成果も出されております。その辺のところについては、研究されたことはあるのでしょうか。その辺お伺いします。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

今議員おっしゃったように、県内でも集団検診に取り組んでおる市もございますし、胃がん検診等とあわせて実施しておるといこともございます。そういうことは情報としては知っておりますが、それを具体的に細かいことまで調査といいますか、分析とかそこまでは今のところはしておりません。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○15番（河杉 憲二君） 受診率を上げるためにもぜひちょっと研究していただきたいなど。実際、受診率向上のために取り組んでおる市町村をちょっと紹介いたしますと、山形県の米沢市は、検診日を地区ごとにそれぞれ決めて、がん検診と、先ほど部長さん言われましたけれども、あわせて特定健康診査をセットで行って受診率を高めようということ、しかも、公用車を出しまして、地域のお年寄りの方々を送迎するという、そこまで実はやっておるようでございます。それから、甲州市なんですけど、これはまた医師会と連携をとりまして、それぞれの地区集会所に同じように検診日を決めて、これは血液検査などデータをフル活用いたしまして、医師とそれから同時に集団特定健康診査というのを実は問診も含めて行っております。結果として、2008年が30.9%だったものが2012年には49.8%、いわゆる50%近い数字を出してきております。

こういった形の取り組みもされておる市もございますので、ひとつ研究していただければなとこのように思います。

それから、負担金の無料化の問題でございます。

先ほど市長答弁の中で、本年度より500円になったから少し待ってくれよという感覚でいいのかなのかわかりませんが、500円で当面やっていきたいと、このような御答弁だったと思いますが、例えば、仮にちょっと計算いたしますと、27年度で特定健診受診された方は5,625人で、そのとき1,000円負担金をとっております。単純計算いたしますと、562万5,000円ほど無料にすれば上乗せになるということになるかと思っております。そのときの特定健康診査の経費は全体で4,300万円ぐらいだと思いますけれども、それに500万円ぐらい上乗せする程度だろうと、このように思っております。

全体の保険給付費ではなくて療養給付費は79億円ですよね、たしか。そうすれば、余

りこういう言い方をすると語弊がありますけれども、少したかが知れてるのかなど。それよりも、事前に予防という観点から負担金をゼロにして、多くの方々に健康診査を受けてもらったほうがいいじゃないかという感覚で私は思っております。

無料については、県内でも多くは1,000円もしくは500円という今のところ負担金を取ってるとこ多いですけども、何市かは節目年齢というふうな形で無料にされております。例えば、20歳、30歳、40歳、50歳といった形の節目年齢ですね、そういった形で無料にしているところもございますので、その辺の様子も鑑みながら負担金については少し検討、これからの検討課題というような形で、とりあえず500円で様子を見てみようということだろうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから保健指導なんですけど、逆にこちらのほうが少し重要ではないのかなど。11.4%ということで、先ほど県の平均が17.1%ですか、ということになりまして、かなり県を下回っております。平均を下回っております、一説には、一番低いんではないかということも鑑みますけれども、じゃ、これをどういうふうな形で伸ばしていくかということで、実は特定健康診査を行っている医師に話を聞きにお伺ひいたしました。そのときに、その医師が言っていたのは、問診をするときに、問診票に保健指導を受けるか受けませんかという質問があるんです。一番最後に1行あるらしいんです。最初に健康特定診査というものわからずに、役所の者が行ってくれというような、そういった券が来たので来たよというふうな形で、そこまではええわい、というふうな形で「いいえ」に丸をつけられる方が結構実はあるらしくて、それがあるとなかなかその後進めにくいというふうな話もございました。これは、削られたほうがいいんじゃないかなというふうな御意見もございました。これは検討していただければと思っております。

ただ、健康診査を受けて結果が出るのは1カ月か2カ月後になりますけれども、その結果については、本人とそれから医療保険者である市、それから、その特定診査を行いました病院にも送られるわけですか、結果については。しかしながら、その以降、実は受診者に結果が、例えば、保健指導の対象者として出た場合、受診者にアプローチするのは、先ほど保健師ということ言われましたけれども、市のほうから連絡が行くわけですね。そうするとなかなか、いや、もう煩わしいからいいよとか、そういった形になることが往々にしてあるかと思っておりますが、できれば、例えば、医師会とも当然協議しなきゃいけないと思うんですけども、特定健康診査を受けられた病院の先生に、「あなた、これ結果が余りよろしくないんで、ちょっと保健指導受けてみたらどうか」ということを言われると、やっぱり意味合いが違ってくると思うんです。いわゆる特定診査を受けられた病院というのは、自分のかかりつけ医であり、そういった親しいというか、通ってる病院だと

思うんで、当然市の指定医療機関だと思いますので。そうすると、じゃ、先生が言うならちょっと受けようかと。しかしながら、特定保健指導は3つのパターンですよ、保健センターとそれから胃腸科でしたっけ、胃腸科とそれから博愛病院か、その3つが保健指導の指定医療機関ということになりますので、特定診査を受けたその病院ではできませんから、その医師の指導ということをしてもらえれば受診率も上がるんじゃないかなという御意見でございましたけれども、その辺のところも含めて、ちょっとお考え方をお伺いしたいと思うんですが。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

かかりつけ医に声をかけてもらうということで、大変参考になる貴重な御意見だと思いました。おっしゃるとおり、日ごろから診ていただいている先生に進められれば、やっぱり受けてみようかなということになると思います。

毎年、医師会とこの特定健康診査、特定保健指導について協議する場ございますので、医師会とその辺の意見交換というんですか、そういうやり方ができるのかとか、どういふふうにやればもっと受けていただく方が増えるのかとか、いろいろ研究してみたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○15番（河杉 憲二君） できるだけそういった形で進めて検討協議していただければと、このように思います。

医療費、先ほど市長答弁でもございましたけれども、私も全く同じ意見なんです、やはり今後は医療費の削減、抑制ということが1つの大きな課題になってこようかと思えます。医療費がかかる疾病の大きな要因とすれば糖尿病がございますですね、で、当然糖尿病にかかれば人工透析というような形になろうかと思えます。人工透析は、1年間に1人当たり500万円から600万円かかると、こういうふうに言われておまして、これをいかに抑制するかという、そのためにも特定保健指導というのは必要だろうと、このように実は思うんですが。

一つの成功例と申しますか、有名な話なんですけれども、広島県の呉市、呉市は保健指導と、それから保健指導するときにレセプト、それから健康データの分析等々、人工透析へ移行するリスクの高い疾病患者の方々を事前にピックアップしまして、その方々を対象として、民間の保健指導会社というのがあるんですけれども、その保健師さんが主治医と連携をとりながら、きちっとした形で保健指導していった。つまり食事とか運動とか、それから薬等々の活用の仕方も細かく指導した。その結果、2010年度には対象となっ

ていた50人中、通常は約1割程度が人工透析に移行するというふうなことを言われてました、ですから5人ですよ。しかしながら、この移行人数がゼロとなったとこういうことでございます。ということは、端的に、先ほど申しましたように、人工透析が500万円かかれば2500万円の医療費が削減できたと、こういうふうな結果に相なるわけでございまして、やはりそういった健康診査並びに保健指導ということの重要性、早期発見、早期治療ということが、いかにより効果的であるかということがある程度示されるのかと、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと、このように思います。

最後に、歯科健診事業なんです、歯科健診事業、実は防府市は行っておりません。で、行ってない県内の市町を調べてみますと、防府市、柳井市、美祢市、それから山陽小野田市、それから、町でいくと周防大島町、和木町、それから上関町、平生町の4市4町と、こういう数字がこういうところを示されておりましたが、今ちょっと変わってるかもしれません。これ平成26年の資料だったと思いますので。

しかしながら、現在実施しているところは、国保事業として行っているのが、大体4市、市で言うと4市ぐらいだということだと思います。あとは、一般会計において健康福祉部等々の事業として行っているところもございます。特に、下関市なんかは、いわゆる完全に国保加入者全員に歯科健診の無料ということで、全員に行っておりますが、お隣の山口市さんは当然国保加入者を対象なんですけれども、歯周疾患健診という形で、特定した形で、先ほど言いましたように、節目年齢、つまり40歳以降ですね。だから40、45、50というふうな形の節目年齢のときに、その歯周疾患の健診を無料で行っておると。お隣の周南市におきましては、同じように、これは恐らく一般会計だろうと思いますけれども、これちょっと確認とれてないんですけれども、19歳から39歳まで無料で健診を行っております。いわゆる40歳までが一つの歯周病の大きな健診のハードルだろうと、そこまである程度きちっとしておけば、40歳を超えても何とか持ちこたえるというふうな形の考え方を示されております。

その間、その後ですね、40歳、50歳、60歳の節目年齢においては、1,000円というような形で料金を取りながら実質健診を行っておられるようで、平成26年度の受診者は720名ということでございまして、ちょっと調べますと、本年度の事業費の計上は226万円というふうな形で計上されております。金額的にもそう大きな数字ではないと思いますが、先ほど壇上で申しましたけれども、歯というのは、あらゆる万病のもとみたいな、昔から実は言われておりますので、口の中はきれいにしていきたいなど。

歯周病などの口にかかわる病気は、今申し上げましたけれども、成人病の大きな要因の一つとされますので、やはり早期発見、早期治療のためにも本当に重要であり、また、医

療費の保険対象事業でございますので、歯科医療もですね。ですから、その辺の削減も十分につながると私は考えておりますので、ぜひ取り組んでいただければなど、このように思いますが、部長、どうでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

今おっしゃったとおり、歯はほかの病気にもつながることなので、非常に歯の健診というのは大事なことだということは十分認識しております。今、県内でもいろいろな市が行っておりまして、国保の被保険者のみを対象にしている市もあれば、国保に限らず市民を対象にしているという市もあります。あと自己負担額についても最大1,000円、あと年齢によっては無料という市もございます。

どういう方法で実施して、どういう効果が上がるのか、また対象をどの範囲にするのかとか、そういうことにつきましては、各市の状況をいろいろと詳しく調べて研究してみたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○15番（河杉 憲二君） 済みません、今の一連の話の中で、市長さんのお考えは何かございますでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 河杉議員からは国保事業に関することで、御質問の中で、市民の健康について一歩も二歩も踏み込んだ御提言、御提案をいただいておりますが、感謝いたします。まさに、市民の健康を守るということは、災害から市民の身を守るということ以上に、また、それと同等に大切なことであろうと、かように思っておりまして、昨日も高砂議員さんのほうから、乳がん検診に対しての市の積極的な取り組みをもっとやったらどうだという御提案もいただきました。

お母さんが健康でなければ子どもが健康でない、家庭も暗くなる。また子どもを産んで育てていこうという段までいかないわけでありまして、お父さんが健康でなければ、ますます家庭は大変なことになっていってしまいます。少子高齢化対策の一環として、また地方創生政策の一環として、国保事業にとらわれることなく、市が挙げてお父さん、お母さんの健康に十分配慮していくという姿勢を、担当部だけではなく、教育委員会から全ての部に及ぶところまで、そこら辺の意思統一をした上で、私も明後日にも医師会の幹部の方々とお会いするようにもなっておりますので、私どものほうからも投げかけをして、しかるべき方法を必ずとらねばならないと、かように考えておりますこと申し添えさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○15番（河杉 憲二君） ありがとうございます。

やはり、市民の健康を守るということは、本当に行政、それから多くの皆さんが実は願うことでありまして、また、それに努めることも我々の責務であろうと、このように思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回、生活習慣病の予防の観点から質問させていただきましたが、特定健康診査、特定保健指導また歯科検診の取り組みというのは、病気の早期発見、早期治療につながってまいります。そしてその受診率を向上させることによって、市民の健康を守ると同時に、医療費の抑制にも寄与するものだと私は思っております。

しかしながら、この事業を進めるには、どうしても地域の皆さんと同時に、医師会の方々の御協力なくしてはなし得ません。よく協議、連携を図られて、市民のために今後鋭意取り組んでいかれることを切に願ひまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、15番、河杉議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） 次は、14番、山本議員。

〔14番 山本 久江君 登壇〕

○14番（山本 久江君） 「日本共産党」の山本久江でございます。今回は、介護保険制度について、それから中小企業への支援について、この2点にわたりまして質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

それでは、まず第1点、介護保険制度についてでございます。

御承知のように介護保険制度、2000年にスタートいたしまして今年で16年が経過をいたしております。当初、みんなで支える老後の安心、介護の社会化、こういうふうなことをスローガンとして掲げられて、介護保険料を支払うかわりに介護が必要になったときに、公的介護保険制度で十分な介護が受けられるというはずでございました。しかし今日、要介護、高齢者をめぐる状況は必ずしも安心できる状況ではございません。家族の介護負担は依然として重く、特別養護老人ホームの入所待機者も増え続け、一方で介護職場は慢性的な人材不足、募集しても介護職員が集まらない状況が続いております。

こうした中、打ち出された介護保険の制度変更は、介護保険始まって以来の制度全般にかかわる重大な内容を含んでおります。その1つが、要支援1、2の人への訪問介護——ホームヘルプサービスですが、と、通所介護——デイ・サービスを介護保険給付の対象から外し、2017年4月1日までに自治体の総合事業に移行することが求められているこ

とでございます。

国が法律で2年以内実施と強制したものの、昨年2月時点で要支援サービスの総合事業移行時期を2015年度とする市町村はわずか7%に過ぎず、最終年度——来年度の2017年度実施が67.7%という国の調査が公表されております。

県内でも2015年度の移行自治体はなく、今年度——2016年度4月からが4市1町、10月からが1市1町、そして最終年度であります来年4月からが8市4町となっております。国が責任を持つ全国一律の基準や価格の保険給付から市町村事業に移行させる制度改定でありながら、その市町村の意見や実情も十分に反映されず、多くの自治体が最終年度のスタートでございます。

そこで、お尋ねをいたします。防府市では来年4月から実施予定ですが、新しい総合事業の基本的な考え方と、その実施に向けての取り組み状況について御答弁をお願いいたします。

2点目は、昨年度の制度変更による影響についてでございます。

昨年4月から特別養護老人ホーム入居者を原則要介護3以上に限定したこと。8月からは介護施設の部屋代や食事代を国が補助する補足給付の見直しが行われました。さらに、所得160万円以上の人を対象に制度始まって以来の利用料を倍の2割に引き上げることが実施されました。特別養護老人ホームへの新規入所を原則要介護3以上にしたことと言えば、全国で、当初52万人以上に上る入所待機者のうち、要介護1、2の人は17万8,000人、待機者全体の34%ということが報告されています。これらの人たちは、まさに待機者ではなくなったわけです。待機者からも除外され、在宅での生活が困難になった要介護高齢者の居場所がないという、こういう深刻な問題を抱えることになります。

また、介護施設の部屋代や食費について、低所得の施設利用者には補助がありますが、その対象要件が厳しくなり、一挙に自己負担が増え、利用を控える人が増えるのではと心配をされております。さらに、これまで一律1割負担だったものが倍の2割になれば、サービスが必要であっても利用できない事態が引き起こされるのではないかと、こういう不安がございます。昨年度からの利用者にとっては大変厳しい内容、防府市において、その影響、どのように受けとめておられるのかお尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員の質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 介護保険制度についての御質問にお答えをいたします。初めに新しい総合事業についてお答えをいたします。

新しい介護予防日常生活支援総合事業いわゆる新しい総合事業は、平成27年度の介護



保険制度改正により、全ての市町村が平成29年度までに実施する必要があり、防府市では平成29年4月から実施することにしております。

新しい総合事業は、要支援者やそれに近い状態の高齢者を対象とした介護予防生活支援サービス事業と全ての高齢者を対象とした一般介護予防事業で構成され、その財源は、現在の介護保険事業と同一でございます。この事業の特徴は、現行の介護保険の予防給付により、要支援1と2の人が提供されていた全国一律の基準による訪問介護及び通所介護を新しい総合事業の介護予防生活支援サービス事業に移行させ、それぞれ地域の実情に合わせた多様なサービスを市町村ごとに設定できることとでございます。また、住民団体やNPO法人等の多様な主体が、サービス提供に参画することを促すための補助の事業や配食サービス等の生活支援サービスの設定もできることになっております。

新しい総合事業の実施により、要支援者は、訪問看護や福祉用具の貸与などのサービスをこれまでどおり介護保険の予防給付から提供され、また訪問介護や通所介護、その他の生活支援サービスは、新しい総合事業から提供されることとなります。

これにより、利用できるサービスはこれまでと変わりませんが、そのうち、新しい総合事業のサービスについては、これまでと比べ、より多様なサービスを利用することが可能となってまいります。また、要介護・要支援認定を受けていない第1号被保険者であっても、基本チェックリストの実施により、事業対象者と認定された場合には、介護予防生活支援サービス事業の提供を受けることが可能となります。幅広く介護予防を図ることができるようになります。

さて、御質問の新しい総合事業の基本的な考え方についてでございますが、この事業の実施の背景には、団塊の世代が75歳以上となる西暦2025年に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加とともに介護の担い手の減少や生活支援ニーズの増加、専門職の人材不足の問題がございます。また、要支援者の多くは、掃除や買い物などの生活行為の一部に支援が必要である一方、排せつ、食事摂取などの身の回りの生活行為は自立しているにもかかわらず、現行の予防給付では、身の回りの生活行為に介助が必要な方と同一の全国一律の基準によるサービスの提供を受けている状況となっており、要支援者のニーズと提供されるサービスとの間に乖離がみられております。

このような状況で、防府市は新しい総合事業の実施に向け、要支援者自身の能力を最大限に生かしたサービス、住民等の多様な主体の参画による多様なサービスを充実させるとともに、地域の支え合いの体制づくりを進めていくため、要支援者をはじめとした高齢者のニーズや介護事業所及び地域の実情を的確に捉えることが重要だと考えております。

次に、防府市の新しい総合事業の取り組みについてでございますが、そのうちの介護予

防生活支援サービス事業につきましては、生活行為が自立している方を対象としたデイ・サービスなどの提供を予定しており、そのほか、買い物弱者を支援する防府独自の生活支援事業の開発も進めておるところでございます。また、一般介護予防事業のほうにつきましては、現行の介護予防事業をそのまま新しい総合事業に移行させる予定です。

事業の実施に向けた今後のスケジュールにつきましては、9月中に事業内容を決定し、議会や防府市高齢者保健福祉推進会議にお示しし、その後、介護事業所等に対する説明会を実施する予定でございます。

また、事業の周知のパンフレットを年内に準備するとともに、自治会や民生委員・児童委員協議会に対して説明会を実施するなど広く市民の皆様の御理解を賜り、円滑に事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、2番目の平成27年度の制度改正の影響についての御質問にお答えいたします。

まず、特別養護老人ホームの入所要件の変更による影響でございます。

平成27年4月から、特養への新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象になりましたが、特養への入所に当たっては各施設が優先基準を設けており、入所待ちの人が多い状況の中、通常要介護度が高い人から入所させておりますので、要介護1、2の人が入所することは、制度改正前から難しい状況となっております。したがって、これらの影響は少ないのではないかと考えております。

次に、補足給付の見直しによる影響でございます。介護保険施設の入所等にかかる費用のうち、食費及び居住費は、原則自己負担であり、住民税非課税世帯の入所者については、申請によりその食費及び居住費の負担を軽減する補足給付がございます。

平成27年8月からは、預貯金が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合や住民票上別世帯となっている配偶者が課税されている場合は、給付の対象外になりました。平成27年7月末日の補足給付の対象者1,480人のうち、制度改正により平成27年8月から対象外になったのは、26人でございます。対象外の理由は、預貯金額によるものが13人、別世帯の配偶者の課税によるものが13人となっております。

次に、利用者負担割合の見直しの影響でございます。

介護保険サービスの利用者負担割合は、これまで一律1割でしたが、平成27年8月から一定以上の所得がある65歳以上の人の負担割合が2割になりました。負担割合が2割になるのは、合計所得金額が160万円以上で年金収入とその他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、65歳以上の人が2人以上いる世帯で346万円以上の場合です。平成27年7月末日の要介護認定者6,867人のうち、平成27年8月から2割負担になったのは566人でございます。なお、月々の利用者負担額には所得の段階に応じて上

限があり、上限を超えた部分は高額介護サービス費として支給しておりますので、2割負担になった全ての人の負担が2倍になったというわけではございません。

これらの介護保険制度の改正により負担が大きくなった等の御意見があることは、窓口や電話、ケアマネジャー等からの話などにより把握をしておりますが、その際には、介護保険制度の持続可能性を高めるための改正であることを御説明させていただいております。

今後も制度改正につきましては、その趣旨等について、市広報やパンフレット等を活用し、市民の皆様へ丁寧にお知らせしてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） 御答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきたいと思いますが、私、防府市の総合事業の概要という中身を、内容を見せていただきましたけれども、市では、総合事業の基本コンセプトということで、サービスづくりではなく地域づくりなんだと。地域で支え合える仕組みづくり、こういうふうにしております。その中で、住民主体ということが強調されておまして、高齢者の雇用やボランティアによる運営で担い手が確保できると、こういうふうにその概要には書いてございます。

しかし、いろいろ考えてみますと、要支援1、2の方への支援というのは、要介護状態にならないようにしていくために、専門的なサービスを必要とする極めてこれは大事な、要支援1、2という、それは大事な時期なんです。例えば、ホームヘルプサービス、これは生活全体を視野に入れた援助であって、部分サービスの寄せ集めではないということが、よく担当者から、ヘルパーさんから言われております。私は、住民ボランティア等については、現行相当サービスの代替ではなくって、現行相当サービスを土台にして、ボランティアの特徴であります創造性とか柔軟性とか、そういうことを生かして、補助的な役割を果たす存在として位置づけていくということが、大変必要であろうというふうに感じております。特に、この要支援1、2の大事な時期、しっかりと専門的な視野でもって支援していくということが大変重要であるというふうに感じております。

法に基づく総合事業化ではありますけれども、移行しても現在のホームヘルプサービスあるいはデイ・サービスを必要とする全ての要支援者が利用できるように、市としても努力すべきではないかというふうに感じておりますが、その点いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えいたします。

まず、住民主体のサービスにつきましては、議員御指摘のとおり、事業所の提供するサービスの代替ではなく、補助的な役割として位置づけるものと考えております。住民ボランティアがこれらのサービスを担うことはなかなか難しいであろうことは、先行して実施している他市の状況や、現在、地域でサロンを実際に開いている方など、地域の皆様からの聞き取りにより、十分理解をしておるところでございます。

しかしながら、地域に高齢者等が利用する「つどいの場」を広め、高齢者が安心して暮らしていける地域づくりを推進していくことは、非常に大切な取り組みであることから、現在、介護事業所との協働により、地域の皆様の負担を最小限にした形での事業方式について、検討をさせていただいております。

この事業の詳細については、まだお示しできる段階ではございませんが、地域の皆様の御意見を十分反映させていただいた上で行ってまいりたいと考えております。

なお、ホームヘルプサービスやデイ・サービスの利用についてでございますが、これら介護事業所の提供するサービスにつきましては、ケアマネジメントを通じて必要なサービスの利用を決めていくこととなりますので、全ての要支援者が必要なサービスを利用できることは、これまでどおり総合事業でも変わりはないものと考えております。したがって、サービスの低下は起きないものと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） 住民主体といえば、なかなか聞こえはいいんですけども、実際のところどれだけ参加があるか。またこの事業として、あるいはシステムとして動かせるかどうかというのは大変疑問なんです。全ての要支援者が必要とされるサービスがしっかりとされるように、市として努力をしていただきたいというふうに思います。

次に、事業所の運営についてでございますけれども、昨年度から介護報酬がマイナス2.27%と大幅に引き下げられた影響で、介護事業所の年間倒産件数が過去最高となっております。事業所の運営が厳しい状況が生まれているわけですが、加えて今回の総合事業化によりまして、市がさらなる単価の引き下げを行えば、事業継続が困難な場合も出てまいります。

利用者と同様に、事業者の声もしっかりと耳を傾けなければならないというふうに感じておりますが、この点ではどのようにお考えか、よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えをいたします。

議員御指摘の状況については、十分把握をしており、総合事業のサービスの設定に当た

り、既に事業所への聞き取り調査、それから意見交換というものを行っております。その上で、総合事業のサービスにつきましては、これを十分配慮した形での設定とする予定にしておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） ぜひ事業所の声を聞いていただきたいという思いがいっぱいでございます。よろしくお願いいたします。

最後に、これが大きな問題なんですけれども、今、国では、2年後の2018年度からさらに介護保険制度を変えようという動きがございます。この要支援1、2に続きまして要介護1、2の訪問介護と通所介護を保険から外して、要介護2以下の人の福祉用具レンタルを原則自己負担にする、利用料2割負担の人を増やす等々提示されております。これに対しまして、厚労省介護保険部会の議論の中でも、さまざまな団体が反対の意見を述べられております。老人クラブ連合会からは、総合事業に移行した自治体はまだ3分の1だと、検証もできない段階で、次のステップに進むのには危惧を覚える。また、認知症の人と家族の会は、介護度だけで判断するのは性急だと、サービスを外せば重度化が進み、命にかかわると。あるいは、全国市長会は、総合事業でどの自治体も四苦八苦している、防府市もそうですけれども、新たな給付の見直しはとてもじゃないが対応しかねる、あるいはまた、民間介護事業推進委員会は、軽度者に生活援助サービスを提供し、自立し続けてもらうことで、結果的に給付の抑制につながる。こういう意見を述べられております。現場である市としても、国に対し、こうした制度改定を行わないよう要望を行っていただきたいと考えますけれども、この点はいかがでございましょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えいたします。

現在、国において、平成30年度の介護保険制度改正について検討が行われておりまして、議員御指摘のように、さまざまな意見が出されている状況であり、どのような結果になるかはまだわかっておりません。

今後、国に対して、次期介護保険制度改正に当たり、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って、介護が本当に必要な方の生活を支えるという、そういった観点から検討を行うよう要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） 私は、先日、担当課にお願いいたしまして、防府の要介護認定者数、どのくらいいらっしゃるかお聞きいたしました。ことし4月現在、要支援1、

2の方、合計2,196人、要介護の方が4,825人、合計7,021人いらっしゃいます。その中で、要支援1、2と要介護1、2の方4,914人です。ということは、要介護認定者の7割が、今度介護保険制度が変えられようとするその対象になるわけです。介護保険制度というのは、介護保険料を払いながら、高くても払いながら、しかし、要介護の状態になったときに、介護が必要となったときには公的な保険制度が利用できますよというふうにスタートしたわけです。しかし、今この動きが崩れております。まさに「保険あって介護なし」のこの状況ですね、これは現場からぜひ声を上げていただきたいというふうに思います。

松浦市長におかれましては、全国市長会の代表というお立場でもありますので、ぜひこの問題しっかりと現場の状況を国に対して要望していただきたい。ここに、福祉用具の点では、国際医療福祉大学大学院教授の東島弘子先生が新聞のインタビューに答えて、このように言っておられます。東島先生は福祉用具を利用している7,000人に調査を行われました。この東島先生、2007年度から11年度まで厚生労働省の福祉用具における保険給付のあり方に関する検討委員会の委員も務められた方でございますけれども、このように述べておられます。「福祉用具を借りているから在宅で自立した生活がおくれているのだという回答が非常にこの調査で多かった」と。「これが、負担増によって利用できなくなると、生活が立ち行かなくなると思います。特に、要介護2の状態となると、これは要介護2というのは一概に軽度とは言えない」と、こういうふうにおっしゃってます。介護保険が始まって16年、給付削減、先にありきではなく、福祉用具貸与が果たしてきた役割をよく検証し、ぜひ利用者の自立支援と介護負担を軽減するために今の仕組みを継続してほしい、こういうふうに専門家からも注文がついてるわけです。

松浦市長、最後に御答弁いただきたいんですが、ぜひ、この介護の現場の苦勞、これは利用者だけではなくって、事業者もそうでありますし、そしてこの自治体、市もそうなんです。大きく変えていかなくちゃいけない、大変な状況だと、この声をぜひ届けていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 全国市長会の話も出ましたが、私も、もう3年ほど前から全国市長会の政策委員会というところのメンバーでおりまして、社会文教委員会は、高松の市長が委員長を務めておりますが、こういう話題がよく出ております。したがって、平成30年からの制度改正ということも私なりに承知いたしているところがございますが、おっしゃられたように、国においては、持続可能な介護保険制度というものを模索される中で、いろいろお考えになっていることとは存じますが、我々基礎自治体を預かる立場に

おきましては、今、市内の人数のことにも触れられましたが、全国規模でいけば四、五百万人という人数になるのではないかというふうに考えております。そういう方々、要介護1、2の方々の扱いについて、慎重な上にも慎重にさせていただかなければならないという意味統一は、我々も現在まででも持っておりますので、これからもしっかりとその辺の議論をした上で、要望を続けてまいりたいと思っております。

全国組織全体のことについては、今ここで申し上げられる立場ではございませんけれども、私の存念としてはそのように思っていることを申し添えさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） 市長の御意見を伺いましたが、どうぞよろしく願いをいたします。それでは介護保険の問題については、これで終わります。

次に、中小企業への支援についてお尋ねをいたします。

最初に、若者の新規雇用に積極的に取り組む事業所への支援についてお尋ねをいたします。

私は、昨年6月議会の一般質問で、若者の安定した雇用の確保など総合的な若者定住対策を地域再生の重要課題として位置づけていくことが極めて大切であるという観点から、若者の雇用支援対策の一環として、地元での雇用創出、これを重視をして、新規採用に積極的に取り組む事業所などを支援できないかお尋ねをいたしました。このときの御答弁は、次のとおりでございますが、「若者の首都圏などへの流失や地元定着率の向上が問題となっている昨今、既に本市へ立地している企業などの新規雇用、とりわけ新卒者雇用に関して、何らかのインセンティブを考えなければならない時期に来ているように感じている」と、「今後どのような手段を講じれば人口減少に歯どめがかかり、若者が地元で定着して暮らせるのか、防府市中小企業振興会議などにもお諮りしながら検討してまいりたい」、こういう御答弁をいただいております。

今回、中小企業、とりわけその大半を占め、地元で密着した小規模企業者、つまりおおむね常時使用する従業員の数が20人、あるいは、商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人という規定がございますけれども、これ以下の事業者の事業継承という課題も視野に、積極的な支援のあり方をお尋ねするものでございます。

国においては、昨年発表された調査で、非正規雇用者が4割台に達している中で、正社員として働きたいという若者の願い広がっておりますけれども、若者雇用促進法が成立をいたしました。地域の特性に見合った具体化が求められております。どの地域でも若者の安定した雇用の確保が課題だけに、防府市としての支援についてどのようにお考えかお尋

ねをいたします。

2点目として、店舗リフォーム助成制度の拡充についてお尋ねをいたします。

店舗リフォーム助成制度は、昨年度実施のまちなか店舗リフォーム助成事業を発展させて市内全域の店舗を対象とし、今年度新たにスタートいたしました。この事業は、市内の商業、飲食業、サービス関連事業所などが行う店舗リフォームについて、経費の一部を市内共通商品券で助成する事業でありまして、工事費の50%、20万円を上限に行われる事業でございます。

まさに待ち望まれた制度でありまして、受け付け初日の4月18日に申し込みが殺到、初日で予算を到達いたしまして受け付け終了となりました。住宅リフォームに続く制度として、ある業者の方の言葉を借りれば、「店を次の世代に胸を張って継がせようと後押しをしてくれる、こういう制度だ」ということで、ぜひ拡充をしてほしいという声が聞かれています。市内の業者も、また地域も元気にさせるこの制度が、1日で申し込みが終了とする状況を改善するために、来年度予算の増額を求めたいと考えますけれども、いかがでございましょうか、お尋ねをいたします。よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） ちょうど時間が12時になりましたので、答弁は午後といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。——じゃ、そういうことにしますので、ちょっと早いですけれども、昼食のため13時まで休憩といたします。

午前11時55分 休憩

---

午後 1時 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

少子高齢化に伴う人口減少が社会問題となり、官民挙げてその対応に邁進しておりますが、こうした中、本市も平成27年10月に「防府市人口ビジョン」を策定し、若者の社会減に歯どめをかけるという目標を掲げ、若者の本市への定着、還流、移住を促進し、生産年齢人口層を維持することで、経済の活力を継続させようと鋭意努力をいたしているところでございます。本市以外もオールジャパンで若者の人口が減少していくわけでございますので、若い労働力は金の卵であるとも言えるのではないかと考えております。

人口減少とともに、今後ますます若い労働力の重要性に拍車がかかることは明らかであ



りまして、既にその萌芽が始まっているように感じているところでございます。

私事ではございますが、昨年より全国市長会におきまして、まち・ひと・しごと創生対策特別委員会を立ち上げ、私がお委員長を務めておりますが、あらゆる箇所でこの話題が出ているところでもございます。

さて先般、山口労働局がまとめられました県内の平成29年3月新規高卒予定者への求人数、6月末現在速報値をハローワーク防府から頂戴いたしました。平成25年の調査で1,421人であったものが2,999人まで増加しております。新規高卒予定者への求人は近年増加の傾向にあり、全体的な有効求人倍率の高どまりとあわせて考えますと、若者への求人増加、売り手市場化の傾向は、生産年齢人口層の減少と関連しており、今後も継続するものと思われま。

さて、若者の新規雇用に、積極的に取り組む事業所を支援してはどうかとお尋ねでございましたが、さきに述べましたように、事業継続を考える各事業所におかれましては、既に若者争奪の段階に突入しておりまして、本市は、全ての事業所が積極的に若者雇用を考える時代になったと判断しております。そして、若者の重要性は今後都市部以上に地方において大きくなってまいります。今後、若者の市外流失を防ぐためには、少しでも労働条件がよい事業所、生きがいの感じられる職場を若者にマッチングしていくことが大切ではないかと考えている次第でございます。

こうした中、昨年の10月から青少年の雇用の促進等に関する法律、いわゆる若者雇用促進法が施行されておりまして、労働時間や有給休暇の取得が適正で、人材育成や教育訓練などの制度を整え、労働者を大切にする中小企業を「ユースエール企業」として認定し、さまざまな機会を通じて情報開示をしていく仕組みができ上がったところでございます。本市におきましても、この仕組みが広がり、若者がよりよい職場選択の環境を獲得できるよう厚生労働省や労働局、労働基準監督署やハローワーク、そして県などと連携し、制度の普及に努力してまいりたいと存じます。

また、これまで地元に着目し、地元を支え、地域の活性化に貢献してこられた零細な事業者が、人的、資金的な余裕のなさから若者の採用や育成で大企業におくれをとってしまうことがあるとお聞きしております。

昨年6月の市議会で、他市町のよい制度や事業を柔軟に取り入れ、若者が地元で働き続けられる環境づくりを進めると答弁いたしておりますが、引き続き、NPO法人へ委託している若手社員対象の人材育成研修や職業訓練センターの提供メニューの充実などに取り組みながら、若者や事業所を支援する仕組みの研究や導入に努力してまいります。

なお、防府市中小企業振興会議から若者を採用できても、規模や体力の脆弱さから自前

で育成できない事業所が多く、これが職場に定着できない原因の一つになっているとの提言をいただいておりますので、中小企業基盤整備機構が運営する中小企業大学の安価で優良な研修などを事業所に紹介するとともに、研修費の一部を支援できないか、制度の創設について検討に入ったところでございます。

次に、店舗リフォーム助成制度を拡充してはどうかとお尋ねでございますが、本事業は、御存じのとおり平成27年度に「まちなか店舗リフォーム助成事業」の呼称で、まちなかの商業地域のみを対象に始まった事業であります。今年度は対象区域を市内全域に広げる必要性を感じ、不特定多数の顧客を迎え入れられる店舗の改修等に対して、限度額20万円の市内共通商品券での助成を行っているところでございます。

平成28年度は、区域が拡大したこと、2回目ということで周知が広がったことなどが要因となり、御指摘どおり年度初旬に予算到達したところでございます。本事業の今後につきましては、まず防府商工会議所と連携して、平成27年、28年と2カ年実施した店舗リフォーム助成事業の検証もしっかりと行い、その上で、新年度の予算において補助金の増額を検討してまいりたいと考えております。なお、事業を利用された方から、住宅リフォーム、店舗リフォームの両助成事業が上半期に偏るという指摘がございましたので、実施時期の変更も視野に入れて工夫をしたいとも思っております。

いずれにいたしましても、リフォーム助成の両事業は、市内の景気対策事業として大いに成果が上がっておりますので、今後も市内景気の動向に十分留意し、年度の途中、経済環境に大きな変化があった場合などには、柔軟に対応してまいる所存でございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。

御答弁では若者を採用した場合に、人材育成の観点から中小企業大学の安価で優良な研修などを紹介をして、その研修費の一部を支援する制度、新年度検討したいとの回答をいただきました。このことは、なかなか若者が仕事に定着できないという声が聞かれる中で、大変、有効な施策であろうというふうに思いますので、どうかよろしく願いをいたします。

再質問は、今、市では雇用奨励金制度が設けられております。この制度は、工場などの新設や増設、また移転を行った企業が本市に住所を有する従業員を新たに5人、中小企業にあっては2人ですけれども、これ以上雇用した場合に1人当たり40万円、新卒者の場合は50万円、奨励金として交付する制度でございますが、実績をお聞きいたしますと、昨年度も新規雇用数が39人おられたと。うち、新卒者9名ということで、1,650万

円交付されております、昨年度の実績ですね。

しかし、この制度は、事業の継続が課題となっている多くの市内小規模事業者が、仮に2名の新卒者を雇用してもその対象になりません。なぜなら、工場の新設、増設、移転ですから、対象が。だから、今の規模のままで事業継続をしていきたいというその事業所が2人雇ったという場合は対象にならない。それから、考えてみますと、小規模基本法が対象の5人以下の事業所が、従業員5人以下の事業所が、新たにお2人若い人を雇うというのはなかなか困難な問題でもございます。

今回の私の視点は、多くの地域に密着した小規模事業者が元気になって、事業継続をしていくために若者を雇用した場合でも対象となるような制度の改革、これが今求められているのではないかというふうに感じておりますが、その点はいかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） では、議員の再質問にお答えいたします。

若者を新規雇用した場合、積極的に取り組む事業所に対して、市独自ですね、今の雇用奨励金ではない市独自の若者雇用の奨励金を創設してはどうかという、そういうお尋ねだと思います。

まず、市長答弁にもありましたように、今、事業継続を考えてらっしゃる各事業者においては、既に若者を獲得する争奪合戦の段階に入っています。そういう段階で支援することについては、非常に有効であるというふうには認識しています。

しかし、議員御提案の市独自の若者雇用奨励金の創設については、実は、議員も御承知と思いますが、中小企業庁が出しております平成28年中小企業施策利用ガイドブック、この中にも、各種若者雇用、障害者、高齢者、このような雇用奨励の助成がおよそ20ばかりございます。で、いずれの助成の問い合わせ先も、実はハローワークとか、山口労働局になっております。そして、市内のこれを利用される中小企業、特に小規模事業者の方からの御意見をお伺いすると、なかなか申請が複雑だったり、また、相談しづらいというような問い合わせをいただいております。そういうことを、やはり市としてもまずこういう制度、国の制度、県の制度をまずは周知していただいて利用していただきたい。それが今議員がおっしゃるように、小規模事業者の方がすぐ利用しやすいそういう助成制度できておりますので、そういう形を私どもは最優先に考えております。

そうした中、9月5日にデザインプラザ1階に防府市創業支援センター、この創業を私どもは小規模事業者支援センターとも読みかえております。それを天神ピアから移動させて、このセンターの機能は、創業者を伴走しながら1本立ちさせる、これも一つですが、

市内の小規模事業者の経営上、あらゆる相談にも対応したいというふうに考えておりまして、2名の相談員も配置し、そして必要であれば、これ包括協定を結んでおりますので、山口の公益財団法人、山口産業振興財団や中小企業団体連合会からもその専門家の派遣も可能としております。

そして、この支援の今後の活動の一つとして御紹介しますと、先ほど申しました山口産業財団による雇用も含めてです、売上げの拡大、販路拡大、新商品の開発、経営革新などの「よろず相談」というものを、この支援センターで毎月1回開催する予定にしています。今月は、9月29日、木曜日、この当センターで実施しております。

先ほどの助成制度、窓口であるハローワークの職員の方、そして商工会議所の担当者もその「よろず相談」には同席させたいというふうな形をとっています。さらに、市内の中小企業、特に小規模事業者の経営者の方、時間がないと思いますので、これについても、時間の都合で相談に行けない場合は、よろず支援拠点の防府市担当の方、これと今調整をしまして、直接事業所へ訪問していただける、このようなことも検討しております。ぜひ議員の皆様、この創業支援センターのよきサポートとなって、このセンターを活用していただきたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 部長が答弁いたしましたけども、実は、先ほど壇上で私が答弁をしたことも、かなり私が加筆をして、内容が大分変わっているんです。事ほどさように、若干普通の市民の感覚と異なる感性がどうしても、市役所、あるいは県・国というものにはあるように思えてなりません。

今の答弁もお聞きいただいたとおり、新規で入ってくる人にはいろんな形での窓口を広げてあるわけですが、私、壇上であえて申し上げましたが、これまで、地元に着し、地元を支え、地元の活性化に貢献してこられた零細な事業者が云々というふうに申し上げております。そういう方々が、新たな展開を考えていこうとしたときには対象にならなくて、外からぽっと入って来られた方だけがえらい優遇を受けるということは、私は間違ってるよということをずっと言い続けてきているわけでありまして、そういう議員と同じような、あるいはほかの皆様とも同じ感覚だろうと思っておりますけども、そういう感覚を取り入れながらやっていかなければ、これからの時代、おくれをとってしまうと、私は考えておりますので、かなり積極的に、これから検討に入りたいと、このように思っております。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） ただいま、部長からは細かな御答弁をいただき、また市長か

らは、まさに私がそういうことを言いたかったんです。本当に、地元で事業規模は小さいけれども、これが大多数ですから、防府の場合。その事業者がさらに事業継続をしていく場合に、制度がもう少し拡充できないかという立場からの質問でございました。

部長からも丁寧な御答弁をいただきましたが、市独自ではなかなか難しいと、国の制度ということは、なかなか、私どもも初めて今回質問させていただいて御答弁いただきながら知ることができました。事業者は、なかなかそういう制度がわかりません。ぜひとも周知のほう徹底していただいて、なかなか敷居が高い、相談に行くにも敷居が高い、その場合にどうするかということも検討もしていただきたいというふうに思っております。小規模企業振興基本法は、小規模企業の活力発揮の必要性が増しているということで、企業の持続的な発展を図ることを基本原則にいたしております。さらなる事業検討をお願いをしたいということを強く要望いたしまして、この項は終わります。

次に、店舗リフォームです。

ことしで6年目になります住宅リフォーム助成制度のほうは、実施当初、商工会議所さんのほうで利用者のアンケートを実施されまして、また、そのアンケートに基づき、いろいろ内容的にも拡充をされてまいりました。店舗リフォーム助成事業も、ことしは五十何件でしょうか、少ないわけですけれども、こうした利用者の方のアンケートを実施をさせていただいて、その効果とか、それから課題ですね、これをやはり把握する必要があるのではないかというふうに感じております。

そのあたりはどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） では、店舗リフォームの助成についての再質問についてお答えいたします。

まず、平成23年から実施しました住宅リフォーム事業、今、議員の御紹介のように、私どもが商工会議所のほうにお願いして、住宅リフォーム事業をお願いすると、事業については、当然、PDCAサイクルというものを回しながら、当然事業がどんなに効果があったのか、どこが問題あるのかという形でアンケート調査を毎年実施して、多分、平成24年、25年は、皆さんの前で、私はそのアンケート結果を御報告したという経緯もあるかと思えます。当然、店舗リフォームについても、平成27年度に全国の先進事例をやっぱり現地調査しながら、これ、私、直接群馬県の高崎市のほうに赴いて事業を一応視察し、防府ならではのまちなか店舗リフォームというものを展開させていただき、そして、いろんな皆さんの御意見をいただきながら、まずは区域を全市に拡大しようという形で、平成28年実施してまいりました。

利用件数についても御報告したいと思います。平成27年度は利用件数34件、助成対象は634万9,000円、事業費としては1,650万円程度となっております。ですから予算額には達してなかった。しかし、先ほど市長答弁にもありましたように、区域を拡大したこととか、利用者の方の分で事業をちょっと変えたことによって、先ほど御紹介あったように、平成28年度、利用件数は9月3日現在ですが、50件です。助成額は1,000万円に対して、今930万円。リフォーム助成金額は2,850万円と相なっております。ということで、私どもも、ある程度そういう、まずは事業というのは常に進化させていかなきゃいけないものだというふうには考えておりますので、制度を利用された方や、また施工業者の方からも、アンケート調査の方式で御意見をお聞きしたいと思っております。

そういうものを検証して、先ほど市長の答弁にありましたように、まず予算額は増額しろという指示はいただいておりますが、事業内容についても、ある程度変えていきたいなというふうに今のところ検討しております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） ありがとうございます。

来年度、店舗リフォーム助成事業の予算の増額を検討したいという御回答をいただきました。経済の地域内循環の促進のために有効なこの制度、さらに拡充をされることを願っております。

以上をもちまして私の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、14番、山本議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） 次は、11番、清水議員。

〔11番 清水 浩司君 登壇〕

○11番（清水 浩司君） 皆さん、こんにちは。会派「和の会」の清水浩司でございます。

それでは、通告の順に従って、かかりつけ医、健康ポイントの2点について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

先ほどから、先輩議員が国保事業そして介護保険と、かかわりのある質問をされておりますが、順番はたまたまでございます。

私は、医療費の削減の方策についてお聞きいたします。

平成26年8月に厚生労働省保険局調査課が出した資料によりますと、山口県の医療費

は、1人当たり61万5,000円となっており、全国でワースト2位、1位は62万5,000円の高知県です。医療費については、今後日本全体が、超高齢社会を迎えるに当たり、ますます増大することが懸念されており、医療費削減は喫緊の課題と言えます。

しかし、問題は、運動不足者の71%は、今後も生活習慣病に陥る可能性のある病気になってからも運動の実施の意思はなく、病気になっても病院へ行けば保険で治療ができると考えていることです。

困ったら病院へという待ちの医療が今の実態で、予防の医療を軽視しています。過去に小泉純一郎氏が首相在任時に、「元気で長生きできる方法は、まず長野県に見習うべきだ」と得意のフレーズで言うておりました。その長野県の医療費は47万2,000円となっています。長野県は、今、やっている真田丸の上田市も含めて、北アルプス、南アルプスに挟まれた県内に中央アルプス、八ヶ岳、木曾谷などがあり、山間部が非常に多い自動車中心の県です。小泉純一郎氏が長野県に着目したのは、医療費抑制を推し進める国にとって理想的だったためと言われています。

それは、長野県には佐久総合病院があります。創立された1944年当初は診療所でスタートしましたが、現在では27診療科、約200人の医師が勤務する大きな病院になっています。その病院の特徴が、高度医療対応と並び訪問医療の充実と言われています。「予防は治療にまさる」ということがあり、94年には訪問診療を担う、地域ケア科が設立され、17人の医師がチームを組み訪問医療を行っているそうです。

地域には、佐久総合病院附属の診療所などもあり、病院を軸に雇用を生み、まちおこしになるということで、地方の過疎化が進む中、医療施設の充実は、定住促進の大きな要因とまで言われております。

厚生労働省は、医療費の低い要因の一つとして、在宅死亡率が高い都道府県では、老人医療が安くなる傾向があると27年版厚生労働白書にあります。地域に病院や診療所があるということは、地域の住民に対して安心感を与え、平穏な生活を送るための礎であると思います。つまり、地域にかかりつけ医が存在することにより、住民は安心して生活ができ、日常的な治療を受けることができたり、健康の相談ができることにより、予防医学が充実でき、ひいては健康寿命が伸び、医療費が削減できるということではないかと考えます。

さて、小野地域では、小野公民館の移転建て替えにあわせて、夢プランを作成して提出いたしました。この中に診療所の併設という項目がありました。これについては、当初から公民館に併設したほうがよいと考えて進めてまいりましたが、平成28年3月の一般質問のときに、富海、西浦も医院がない、小野だけ特別扱いはできないとの回答をいただい

ております。

しかし、小野地域は市の中心部からかなり離れており、特に、三哲文庫創立者の上山満之進翁の先祖のルーツと言われている奥畑の中心部、かつて分校のあった本畑地区は、小野の中心部からも7キロ、防府駅から17キロも離れております。久兼のふるさと牧場も小野の中心部から6キロ離れています。免許返上者がこれから増えることを考えれば、小野地域に適した何らかの医療施設が必要と考えます。それにぴったりののが、地域密着型のかかりつけ医体制です。以前には、小野には村上医院がありましたが、現在は閉院となっています。村上医院には、閉院前でも1日平均20人余りの地域のお年寄りが通院されていたと聞いています。閉院した医院の施設もそのまま残っております。またそこを使うことも可能性は残されております。

現在、小野地区において、夢プランにかかわる65歳以上の高齢者の生活交通の調査を行っております。その中で出てきたのは、高齢者の主な外出先は、買い物と医療機関、薬局であるということです。アンケートの際、単なる紙を渡して記入してもらい、回収するのではなく、担当者が直接高齢者のお宅に出向き、いろんなことを聞きながら対面式で記入する方法をとりましたので、いろんなことがわかりました。その中で、アンケートの結果、運転免許返上後をどうするかということが、非常に課題であることもわかりました。

医療費を抑制するために予防医学の観点から、かかりつけ医が必要ではないかということは前述いたしました。現在の小野地区は、地区内のかかりつけ医を持つことが不可能になっております。かかりつけ医を持つためには、自家用車やバス、タクシーを利用するしかない状況です。かかりつけ医は、住居から身近な地域にあり、日常的な相談ができることが重要だと考えますが、小野に村上医院の跡地を利用したかかりつけ医のようなものが必要ではないかと思えます。

御回答のほどよろしく願いいたします。

次に、健康ポイントについてお聞きいたします。

以前、平成27年6月議会でも同じことを一般質問いたしました。そのときは、山口県が健康マイレージの導入を進めておる、本市でも県とともにこの健康マイレージ事業に取り組むと回答をいただいております。しかし、平成27年現在、防府市民の山口県健康マイレージ事業は、27年度が537人の利用にとどまっています。ちなみに、独自でやっている宇部市の健康ポイント加入者は3,611人です。換金者は246人、経費は満額としても123万円です。

そこで提案いたします。いろんなスポーツをすることでポイントを獲得すれば、防府方式で健康診断や体力テスト、防災訓練等にもポイントを与えるようにしたらいかがでしょ



うか。先般も、私も参加しましたが、ラジオ体操参加者や市民体育祭、地域の体育祭などにもポイントを与えたらいかがでしょうか。禅の修行や防府マラソン、清掃ボランティア、災害ボランティアのようなボランティアにも出したらいかがでしょうか。

そこでお聞きいたします。防府市独自で健康ポイントの導入をする考えはございませんでしょうか。

以上、2点についてお聞きいたします。

○議長（安藤 二郎君） それでは、清水議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

国の社会保障審議会医療部会の意見書には、「かかりつけ医について、国民が身近な地域で日常的な医療を受けたり、あるいは健康の相談等ができる医師として、国民にわかりやすくその普及・定着を図る必要がある。主要な事業ごとの医療連携体制を構築し、地域において実際に連携がなされるためには、かかりつけ医が患者の病状に応じて適切な医療機関を紹介することをはじめ、常に患者を支える立場に立って重要な役割を担うこと」等の記載がされておりますことから、本市といたしましても、地域にかかりつけ医の必要性については理解をしております。

また、議員御案内のとおり、長野県の医療費は全国的に見て少ない金額に抑えられております。これは、J A長野厚生連・佐久総合病院が、戦後まもなくのころから、「地域に出る」、「予防は治療にまざる」という考え方により、地道に予防教育や健康相談などの保健予防活動等に取り組み、地域の人たちと病院とがお互いの仲間意識を深め、病院と地域が一体となったことが一つの要因とされています。また、病院が中心となり、医師が日曜や祭日をも利用して地域訪問を行い、診療後は必ず衛生講話と演劇を行っての予防教育等の活動を行われた結果、医療費削減に結びつけられたと言われているところでございます。

本市といたしましても、地域内にかかりつけ医がおられることによる予防医学の効果については、十分理解できるところでございしますが、閉院された村上医院跡を利用した診療所の設置につきましては、3月議会で議員からの公民館に併設の診療所設置についての御質問に対して答弁申し上げましたとおり、施設整備費のほか、運営経費として医療従事者などへの執務報酬や施設及び設備の維持管理費が必要となることに加え、全国的に地方での医師不足が深刻な問題となっておりまして、診療に当たる医師の確保が大変難しく困難な状況でございます。

地域医療のあり方につきましては、小野地区のみならず、富海・西浦地区も診療所がな

いということを考慮に入れて、今後、平成29年度からの新しい総合事業における介護予防事業や中山間地域における交通弱者の生活交通施策とあわせて研究してまいりたいと存じます。

次に、健康ポイント制度の充実についての御質問でございましたが、現在、防府市では、昨年10月から県が始めました事業である「やまぐち健康マイレージ事業」を防府市独自の事業「幸せます！みんなで健やかチャレンジ」と称して行っております。この事業は、健康寿命の延伸を図るため、生活習慣病の予防やライフステージに応じた健康づくりを目的とした企業と行政の連携による健康マイレージ制度でございます。

健診受診やウォーキングの実施、健康教室、イベントへの参加など健康づくりに取り組むことでポイントを獲得でき、一定以上のポイント取得者には、県内の協力店で使用できる特典カードが発行されます。このカードを協力店に持参すれば、例えば、スポーツクラブの入会金が無料になったり、商品の割引などの特典を得ることができます。

さらに、本市では、県が行う特典に加え、市独自で「幸せますブランド」の店舗等に協力依頼をしまして、特典カードを提示すれば、ワン店舗、ワンチャンスという形で、現在登録していただいております11の事業所・店舗において、商品の割引や食後にプチデザートプレゼントなどの特典が受けられるようにしております。

また、議員御提案のいろいろなスポーツをすることでポイントを獲得する方法についても、現在の仕組みの中において、自分で目標を立てて健康づくりの取り組みをすれば、1日1ポイントを計上できるようにしております。

今後、市といたしましても、御協力いただける店舗や事業所を増やすことにより、防府市の独自の事業である「幸せます！みんなで健やかチャレンジ事業」をさらに魅力あるものとし、健診受診者の増加、食生活の改善、運動する人の増加を図ってまいるとともに、さらに健康づくりに寄与するポイントのあり方についても研究してまいりたいと存じますので、御理解、お力添えのほどお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 清水議員。

○11番（清水 浩司君） どうも御答弁ありがとうございました。

1項目めのかかりつけ医については、必要性は理解しているが、運営費、維持管理が困難であるというようなことをお聞きいたしました。

そうなる、別の方法として、例えば、ドクターカーのような巡回診療車の導入ということも考えられると思うんですが、このようなことを検討してみる可能性はございませんでしょうか。御回答お願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 巡回診療車の導入についてお答えをいたします。

県内の巡回診療は、県により離島を中心とした無医地区で実施されておりまして、防府市近郊では、山口市徳地柚木において行われておりますが、巡回診療車による診療は行われていない状況にあります。

昭和37年の厚生省医務局長通知によりますと、巡回診療の対象地域は、本来なら診療所の開設が望ましいものの、地域の事情によって診療所開設が難しい無医地区や準無医地区とされており、平成26年10月末現在の厚生労働省無医地区等調査によりますと、小野地区は無医地区には該当しておらず、巡回診療の対象地区にはなっておりません。したがって、現時点では、巡回診療の実施や巡回診療車の導入は困難と考えておるところでございます。御理解をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 清水議員。

○11番（清水 浩司君） 大変残念ですが、該当しないということで、またこの件については、私のほうでもいろんな例を研究してみたい、調べてみたいと思います。

それから、先ほどの健康ポイントの件で再質問させていただきますが、先ほど申し上げたように、今、山口県のやっている健康マイレージ制度を防府市がやっているということでしたが、残念ながら、宇部市が3,611人、防府市は537人、これ人口比から計算してもかなり防府市は数値が低いように思います、参加者が。ぜひ健康寿命というもの、あるいは医療費削減を目指すのであれば、防府市独自の健康ポイントをやることによって、このような医療費削減にもつながるように思うんですが、来年度以降予算を計上するとか、前向きに検討していただくような御予定はないでしょうか、お聞きいたします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 実は、私も勉強不足で、そのようなポイントが、やっておるといふことさえ、正直申しまして知りませんでした。

健康には人一倍気を使っておりますので、そういう制度がせつかく防府独自のものがあるならば、もっともっとPRをして、積極的に加入を促していくことが必要であろうと。一例を挙げれば、私はけさも山に登っておりますが、山登りの仲間とか、あるいはプール等々を利用されている方々とか、随分おられるはずですが。そういう方々に、まずは周知徹底をして加入を勧誘していく、そうすることによって初めて、事業所もそういう方々の数がどんどん増えてくれば、自分たちもそういう何と申しますか、売り上げ増、利用増にもつながっていくというメリットが出てくるということにも相なりますので、まずは、周知徹底、PRを積極的に進めていく体制を整える、医療の現場の方々にもお願いをして、先

ほど来からお話がございました健診をされた場合には、そのポイントもまた一つ付加され  
るとか、いろんな考え方が多方面にわたって出てくるのではないかと私は考えております  
ので、そういう形で指示をしてまいりたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 清水議員。

○11番（清水 浩司君） どうもありがとうございました。

ぜひ、防府市独自で健康ポイントを進めていただけたら大変ありがたいと思っております。

これは要望でございますが、先般から、東京オリンピックのホストタウンという話が持  
ち上がっておりますが、ぜひ健康ポイントを実施することによって、健康都市防府をア  
ピールすれば、ホストタウンにも弾みがつくように思います。ぜひ進めていただきたいと  
要望いたしまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で清水議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて  
延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会する  
ことに決しました。お疲れさまでございました。

午後1時50分 延会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年9月9日

防府市議会議長 安藤 二郎

防府市議会議員 吉村 弘之

防府市議会議員 安村 政治

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年9月9日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員